

警察職員の特地勤務手当等に関する規程

〔昭和46年3月20日〕
本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の特地勤務手当等に関する条例（昭和46年兵庫県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務所等の指定)

第2条 条例第2条に規定する任命権者が定める特地事務所等及び条例第4条第1項に規定する任命権者が定める準特地事務所等は、特地事務所等及び準特地事務所等一覧表（別表）に掲げる事務所等とし、条例第3条第2項に規定する任命権者が指定する特地事務所等の級別は、同表の「級別区分」欄に定めるとおりとする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第3条 条例第4条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所等を異にする異動又は事務所等の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して6年に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1) 職員が特地事務所等若しくは準特地事務所等以外の事務所等に異動した場合又は職員の在勤する事務所等が移転等のため、特地事務所等若しくは準特地事務所等に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他の特地事務所等若しくは準特地事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該事務所等が引き続き特地事務所等又は準特地事務所等に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

2 前項の事務所等の移転は、移転前の当該事務所等の所管区域外への移転とする。

3 条例第4条第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員のうち、その特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

4 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する事務所等が同項に規定する異動の日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(端数計算)

第4条 条例第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は条例第4条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額を

もって、これらの手当の月額とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行し、別表特地事務所等の部浜坂警察署田井駐在所の項に係る部分を除く規定は、昭和45年5月1日から適用する。
- 2 警察職員の隔遠地手当に関する実施規程（昭和35年兵庫県警察本部訓令第33号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 当分の間、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）附則第7条第1項の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、同条中「条例第3条第1項」とあるのは「条例附則第2項において読み替えて適用する条例第3条第1項」と、「条例第4条第1項」とあるのは「条例附則第3項において読み替えて適用する条例第4条第1項」とする。

附 則（昭和47年12月1日本部訓令第25号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和47年12月1日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。
（手当の内払）
- 2 この訓令施行前に、改正前の警察職員の特地勤務手当等に関する規程に基づいてすでに職員に支払われた昭和47年5月1日から同年11月30日までの期間に係る手当は、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程による手当の内払いとみなす。

附 則（昭和48年4月20日本部訓令第20号の2）

この訓令は、昭和48年4月20日から施行する。

附 則（昭和50年9月27日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、篠山警察署後川駐在所及び篠山警察署大芋駐在所に係る改正規定は昭和50年3月28日から、福崎警察署上小田駐在所に係る改正規定は昭和49年6月7日から適用する。

附 則（昭和51年9月2日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年8月27日から適用する。

附 則（昭和52年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月21日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年6月6日から適用する。

附 則（昭和54年5月11日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和54年5月11日から施行する。

附 則（昭和55年3月4日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和55年3月4日から施行する。

附 則（昭和55年11月14日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和55年11月14日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年12月25日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年3月27日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日本部訓令第25号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で施行日以後引き続き施行日の前日に勤務していた特他事務所等に勤務するものに支給する特地勤務手当については、施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日の前日に受けていた特地勤務手当の月額に達するまでの間、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程の規定にかかわらず、当該施行日の前日の特地勤務手当の月額に相当する額とする。

3 施行日の前日において特地事務所等として指定されていた事務所等で施行日以後特地事務所等及び準特地事務所等として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該事務所等に勤務する職員で施行日以後引き続き当該事務所等に勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給について、特地事務所等とみなす。この場合において、特地勤務手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日の給料及び扶養手当の月額を基礎として行うものとする。

附 則（平成4年3月31日本部訓令第12-2号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成10年3月27日本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月5日本部訓令第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、平成22年3月2日から適用する。

附 則（平成30年6月28日本部訓令第26号）

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年4月22日本部訓令第19号）

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和5年3月20日本部訓令第18号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

特地事務所等及び準特地事務所等一覧表

1 特地事務所等

事 務 所 等	所 在 地	級 地 区 分
飾 磨 警 察 署 坊 勢 駐 在 所	姫路市家島町坊勢	3級
たつの 警 察 署 上 石 井 駐 在 所	佐用郡佐用町上石井	3級
宍 粟 警 察 署 引 原 駐 在 所	宍粟市波賀町引原	3級
南あわじ警 察 署 阿 那 賀 駐 在 所	南あわじ市阿那賀	3級
南あわじ警 察 署 灘 駐 在 所	南あわじ市灘土生	3級
篠 山 警 察 署 後 川 駐 在 所	丹波篠山市後川上	2級
篠 山 警 察 署 大 芋 駐 在 所	丹波篠山市中	2級
篠 山 警 察 署 草 山 駐 在 所	丹波篠山市本郷	2級
丹 波 警 察 署 山 垣 駐 在 所	丹波市青垣町山垣	2級
丹 波 警 察 署 上 牧 駐 在 所	丹波市市島町上牧	2級
飾 磨 警 察 署 家 島 交 番	姫路市家島町宮	2級
福 崎 警 察 署 上 小 田 駐 在 所	神崎郡神河町上小田	2級
福 崎 警 察 署 越 知 谷 駐 在 所	神崎郡神河町越知	2級
たつの 警 察 署 福 吉 駐 在 所	佐用郡佐用町福吉	2級
たつの 警 察 署 中 三 河 駐 在 所	佐用郡佐用町中三河	2級
宍 粟 警 察 署 土 万 駐 在 所	宍粟市山崎町土万	2級
宍 粟 警 察 署 室 駐 在 所	宍粟市千種町室	2級
宍 粟 警 察 署 千 草 駐 在 所	宍粟市千種町千草	2級
宍 粟 警 察 署 三 方 駐 在 所	宍粟市一宮町三方町	2級
宍 粟 警 察 署 繁 盛 駐 在 所	宍粟市一宮町上岸田	2級
南但馬 警 察 署 熊 次 駐 在 所	養父市外野	2級
豊 岡 警 察 署 神 鍋 駐 在 所	豊岡市日高町栗栖野	2級
豊 岡 警 察 署 佐 田 駐 在 所	豊岡市但東町佐田	2級
豊 岡 警 察 署 中 山 駐 在 所	豊岡市但東町中山	2級
洲 本 警 察 署 広 石 駐 在 所	洲本市五色町広石下	2級
淡 路 警 察 署 山 田 駐 在 所	淡路市高山	2級
南あわじ警 察 署 津 井 駐 在 所	南あわじ市津井	2級
篠 山 警 察 署 今 田 駐 在 所	丹波篠山市今田町下小野原	1級
丹 波 警 察 署 松 森 駐 在 所	丹波市春日町松森	1級
丹 波 警 察 署 上 竹 田 駐 在 所	丹波市市島町上竹田	1級
相 生 警 察 署 梨ヶ原駐 在 所	赤穂郡上郡町梨ヶ原	1級
宍 粟 警 察 署 染 河 内 駐 在 所	宍粟市一宮町能倉	1級
宍 粟 警 察 署 安 賀 駐 在 所	宍粟市波賀町安賀	1級

宍粟警察署 上野駐在所	宍粟市波賀町上野	1級
南但馬警察署 建屋駐在所	養父市建屋	1級
南但馬警察署 大屋駐在所	養父市大屋町大屋市場	1級
南但馬警察署 門野駐在所	養父市大屋町門野	1級
南但馬警察署 関宮駐在所	養父市関宮	1級
南但馬警察署 吉井駐在所	養父市中瀬	1級
豊岡警察署 出合駐在所	豊岡市但東町出合	1級
美方警察署 川会駐在所	美方郡香美町村岡区入江	1級
美方警察署 小代駐在所	美方郡香美町小代区	1級

2 準特地事務所等

事務所等	所在地
西脇警察署 大和駐在所	多可郡多可町八千代区大和
南但馬警察署 口大屋駐在所	養父市大屋町樽見
豊岡警察署 森本駐在所	豊岡市竹野町御又
美方警察署 桐岡駐在所	美方郡新温泉町桐岡

別表第1 (第2条関係)

呼称	作業等の区分	該当職員
捜査本部作業	捜査本部において、主として私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (条例第2条第1項第1号の作業)	捜査本部員
刑事作業	捜査本部以外において、主として私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (条例第2条第1項第1号の作業)	当該作業に専従する職に任命され、又は要員に指名された職員
鑑識作業	指紋、手口、足痕跡若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定作業 (条例第2条第1項第2号の作業)	当該作業に専従する職に任命された職員(以下「専従する職員」という。)
自動二輪車運転作業	高速道路等(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道及び同法第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)以外の道路における交通取締用自動車の運転作業 (条例第2条第1項第3号の作業)	交通取締用自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条に規定する緊急自動車として公安委員会が指定した自動車に限る。)の運転作業に専従する職員
無線車運転作業	高速道路等以外の道路における無線自動車の運転作業 (条例第2条第1項第3号の作業)	警ら用無線自動車、交通取締用無線自動車又は機動捜査用無線自動車の運転作業に専従する職員
特殊車運転作業	特殊自動車の運転作業 (条例第2条第1項第3号の作業)	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業に専従する職員
交通捜査作業	人の死傷(軽傷を除く。)を伴う交通事故事件の捜査、暴走族の取締り及び悪質又は危険な交通法令違反の検挙を目的として行う検問(以下「悪質交通事件捜査等」という。)の作業のうち、高速道路等におけるもの (条例第2条第1項第6号の作業)	交通部高速道路交通警察隊員のうち、交通捜査作業に専従する職員
	悪質交通事件捜査等の作業のうち、高速道路等以外の道路におけるもの (条例第2条第1項第6号の作業)	交通捜査作業に専従する職員(交通部高速道路交通警察隊員を除く。)
	悪質交通事件捜査等の作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業 (条例第2条第1項第6号の作業)	交通捜査作業に専従する職員

警ら作業	警ら作業 (条例第2条第1項第8号の作業)	地域部鉄道警察隊員のうち当該作業に専従する職員、交番及び駐在所の勤務員、直轄警ら隊員又は本部長の出動命令により、当該作業に従事する警備部機動隊員
検視作業	検視及び解剖立会作業 (条例第2条第1項第15号の作業)	刑事部捜査第一課に勤務する警部以上の階級にある職員のうち、検視及び解剖立会に専従する職員
身辺警護等作業	身辺警護等作業 (条例第2条第1項第16号の3の作業)	警備部警備課に勤務する職員のうち、身辺警護等の作業に専従する職員
航空従事者の業務	航空従事者の業務 (条例第2条第1項第22号の業務)	航空従事者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する者をいう。）の業務に従事する職員
爆発物処理作業	爆発物又はその疑いのある物の処理作業 (条例第2条第1項第18号の作業)	刑事部長、生活安全部長及び警備部長が所属職員のうちから爆発物処理要員に指定した職員その他緊急措置として別に指定する作業に従事する職員

注 1 「専従する職」とは、該当する作業に係る事務を分掌する係の職をいう。

2 「専従する要員」とは、捜査本部その他一定期間継続する捜査のための体制の要員をいう。

別表第2（第3条関係）

呼称	作業等の区分	指定職員
海外犯罪情報収集作業	日本国外において、特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査で、現地の公的機関に所属する職員等が同行せず、従事する時間が1時間以上であり、かつ、危険な地域において行う情報収集作業 (条例第2条第1項第1号の3の作業)	本部長の命令を受けて、当該作業に従事する職員
遠隔地水上警戒業務	海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成24年警察庁、海上保安庁告示第1号。以下「平成24年離島告示」という。）18の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）に定める基線をいう。以下同じ。）に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し、又は運航する船舶（以下「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制、警告等を行う海上保安庁の巡視船（以下「巡視船」という。）に乗り組んで行う警戒業務 (条例第2条第1項第1号の4の業務)	本部長の命令を受けて、当該業務に従事する職員
	平成24年離島告示18の項に掲げる区域	

	内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対してだ捕等を行うことを防止するため、当該外国公船等の間近に接近した上で、当該外国公船に対して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒業務 (条例第2条第1項第1号の4の業務)	
立入検査作業	火薬類又は高圧ガスの取締り（高圧ガスの取締りについては、ガスの漏えい等のおそれがある現場において行うものに限る。）のため、立入検査を行う作業 (条例第2条第1項第12号の作業)	火薬類事務取扱規程（平成30年兵庫県警察本部訓令第15号）第17条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、本部長又は警察署長が指定した職員
潜水作業	潜水作業 (条例第2条第1項第13号の作業)	警備部機動隊長が、機動隊員のうちから潜水隊員に指定した者及び過去において潜水隊員であって当該作業に従事したことのあつた者又は当該作業に必要な資格等を有する者のうち、所属長が指定した職員
災害救助作業	災害現場における救助作業 (条例第2条第1項第14号の作業)	災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置されたもの、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたもの又は兵庫県警察災害警備計画（平成26年兵警災例規甲第12号）に基づく兵庫県警察災害警備本部若しくは兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成29年兵庫県警察本部訓令第12号）に基づく兵庫県警察大規模事故災害対策本部を設置したものに限る。）が発生した場合において、現場に出動し、遭難者等の捜索救助、被害状況の把握、避難の誘導等危険若しくは困難を伴う作業に2日以上従事する職員又は著しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事する職員
救助作業	災害現場以外における救助作業 (条例第2条第1項第14号の作業)	警備部機動隊長が、機動隊員のうちからレンジャー隊員に指定し

		た者及び過去においてレンジャー隊員であって当該作業に従事したことがある者又は当該作業に必要な資格等を有する者のうち、所属長が指定した職員
国際緊急援助活動業務	国際緊急援助活動業務 (条例第2条第1項第16号の2の業務)	国際警察緊急援助隊規程(昭和63年兵庫県警察本部訓令第9号)第4条第2項の規定により本部長が指名した職員
夜間特殊業務	夜間特殊業務 (条例第2条第1項第17号の作業)	勤務規程第29条に規定する駐在所勤務、同条に規定する隔日勤務又は同条に規定する循環交替勤務に服する職員
緊急呼出夜間処理作業	突発事件又は突発事故に伴う緊急呼出しを受けて行う夜間処理作業 (条例第2条第1項第25号の作業)	所属長が、当該作業に従事(勤務官署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)することを命じた職員。ただし、管理職手当受給者を除く。

別表第3 (第5条関係)

呼称	作業等の区分
銃砲等特別作業	銃砲等を使用又は所持する被疑者の逮捕等作業 (条例第2条第1項第1号の2の作業)
船舶運航作業	警察用船舶の運航作業 (条例第2条第1項第5号の作業)
看守作業	看守作業 (条例第2条第1項第11号の作業)
死体取扱作業	死体取扱作業 (条例第2条第1項第15号の作業)
核原料物質等輸送警備作業	核原料物質等輸送警備作業 (条例第2条第1項第16号の3の作業)
特殊危険物質等処理作業	特殊危険物質等による危険区域内における作業 (条例第2条第1項第18号の作業)
航空機に搭乗して行う作業	航空機に搭乗して行う作業 (条例第2条第1項第23号の作業)